

申請書提出前には、必ず算定結果の確認を！

- 申請書の提出前に、作成したデータを算定のうえ「**C・D条件及び個別審査箇所一覧(簡易版)**」を確認願います。(p.4参照)

【チェックポイント】

- 通行経路に**兵庫県管理道路**が含まれているか。
- 申請手数料が誤っていないか。
通行経路が複数の道路管理者にまたがる場合、**手数料(県収入証紙)**が必要です。
手数料 = 200円 × 申請車両台数 × 経路数(往復の場合は2経路)
※複数申請をされる場合、合算金額ではなく、申請書単位の金額(県収入証紙)が必要です。
- 申請書と**添付書類(車検証等)**の**車両諸元、車両内訳**が一致しているか。
- 経路表に出発地から目的地までの**経路が不足**していないか。**未収録路線の名称**が正確に記載されているか。出発地、目的地の**住所地番、建物名・工事名**が正確に記載されているか。
- 往復申請が可能か。出発地・目的地に面している道路が**指定方向外進行不可**や**一方通行による進入禁止**となっていないか、**中央分離帯があり横断できない道路**ではないか。
- **超寸法車両**の場合、**軌跡図**が添付されているか。協議先から理由書(車両の構造及び積載する貨物の特殊性)、運行計画書(運行時間、誘導方法、待避場所の位置等)等を求められた場合は提出をお願いすることがあります。
- 収録道路であっても、**出発地・目的地の付近図**の添付にご協力願います。
付近図には**出入口の位置、路線名、10桁の交差点番号**を記載してください。

※上記の申請書類等が不足している場合、審査に時間を要することがあります。

ONLINE SYSTEM
特車通行確認・特車通行許可
特殊車両通行申請手続き

特車登録センター
HIDO

① ここをクリックします。

② 作成したtks又はbinデータを読み込ませます。

③ ここをクリックします。

④ 算定予約が完了。申請番号、アクセスキーをメモします。

⑤ ④を入力します。

⑥ ここをクリックします。

⑦ 算定完了。ここから算定が確認できます。

申請データの算定

算定の予約
申請データファイル: [参照...]
算定予約

算定予約受付情報
算定予約を受け付けました。
申請番号、アクセスキーは、算定結果を参照する際に必要となりますので必ずメモして控えておいて下さい。

申請番号: 988
アクセスキー: []

当申請データは、1番目に算定される予定です。

前画面へ戻る

申請データの算定

算定の予約
申請データファイル: [参照...]
算定予約

算定結果の参照
申請番号: 988
アクセスキー: []
算定結果参照

軸数: 2軸、トラック前1軸(T1.1)

個別審査件数	19 件
C条件 + D条件 件数	434 件

簡易帳票出力 詳細帳票出力 前画面へ戻る

申請データの作成や簡易システムに関する操作方法等については
特車運用事務局 TEL:048-601-3223 へお問い合わせください。
その他の問い合わせは、土木部道路保全課 管理班 特車担当 TEL:078-362-4102 へ

算定結果帳票出力で確認できること

- ・特殊車両通行許可算定書は、総合的な算定結果や個別審査の有無を確認できます。

特殊車両通行許可算定書

受付日：	受付許可番号：
通行開始年月日：令和5年11月13日	通行終了年月日：令和6年11月12日
申請区分：新規	申請分類：包括
申請車種：重セミ（超寸法）	経路指定方法：経路申請
新規開発車両の基本通行条件 高さ＝該当せず、長さ＝該当せず、重量＝該当せず	通行経路数：6
危険物積載の有無：	申請車両台数：トラクタ7台、トレーラ2台
車両寸法分類：超寸法	軸形式：軸数：5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸
<p>「超寸法」と表示の場合は、軌跡図を提出してください。 協議先から理由書、運行計画書等を求められた場合は提出をお願いすることがあります。</p>	
21.95 t	44.21 t
66.16 t	

軸・重心間距離

11	12	13	14	15
16	17	18	19	110
111	112	113	114	115

軸データ

軸	A軸	B軸	C軸	D軸	E軸	F軸	G軸	H軸
空車時自重								
軸重計算結果	7170 kg	14880 kg	14560 kg	14790 kg	14940 kg			

車両諸元

最大軸重	最遠軸距	隣接軸距	最外輪中心間距離
14.94 t	15.34 m	1.30 m	2.51 m

通行条件

重量	個別審査	寸法	個別審査
----	------	----	------

備考

・合成値による車両情報登録が行われている場合及び軸種その他（トリプル軸有）においては、H17.9.29適用のトリプル軸を有するセミトレーラの床版の許可限度重量算定方法は適用されません。
・車両の短し長きにより認められる車両においては、通行不可となる交差点を除く全ての交差点で個別審査を行います。

通行経路：001	通行区分：往復				
経路算定結果：個別審査	通行条件：重量（個別審査）、寸法（個別審査）				
出発地住所：北海道札幌市中央区北2条西19丁目 札幌開発建設部					
目的地住所：北海道札幌市中央区南9条西1丁目1-10 北海道トラック総合研修センター					
通行条件	B	C	D	個別審査	通行不可
狭小幅員	0	0	-	0	0
上空障害	0	0	-	0	0
曲線障害	0	0	-	0	0
交差点	6	1	-	0	0
橋梁				0	0
高速道路				0	0
スパン				0	0
通行規制				0	-
未収録				15	-

「未収録路線」がある場合は、付近図を添付してください。付近図には出入口の位置、路線名、10桁の交差点番号を記載してください。

特殊車両通行許可算定書（総合）

受付日：	受付許可番号：
通行開始年月日：平成27年10月1日	通行終了年月日：平成29年9月30日
申請区分：新規	申請分類：普通
申請車種：一般セミトレーラ（バン型）	経路指定方法：経路申請
橋梁照査：高速自動車国道等及び指定道路＝適合せず、橋梁の設計荷重がTL20活荷重以上の道路＝適合せず	
新規開発車両の基本通行条件 高さ＝該当せず、長さ＝該当せず	通行経路数：4
危険物積載の有無：	
軸形式：軸数：4軸、	

「有り」や「個別審査」の場合は、「不許可」となることもあります。「C・D条件及び個別審査箇所一覧（簡易版）」及び地図をご確認のうえ経路の変更も検討して下さい。p.4参照

軸種	狭小幅員	上空障害	曲線障害	交差点	橋梁	高速道路	通行不可
Sl.1-2	A	A	A	C	A	A	無し

※未収録路線は簡易算定されないため、申請書の提出後に道路管理者で別途通行不可の有無を確認します。また、未収録交差点（デジタル地図では青点）で経路を選ぶと、収録路線であっても簡易算定されません。一旦、収録交差点（黒点）で経路を選択したデータで、簡易算定してください。

C・D条件及び個別審査箇所一覧(簡易版)

出力例

通行経路	出発地住所	目的地住所	備考
1	〇〇市〇〇町〇〇-〇〇	〇〇市〇〇町〇〇-〇〇 〇〇川護岸工事現場	超寸法となる車両においては、通行不可となる交差点を除く全ての交差点で個別審査となります。

超寸法車両の場合は、全ての交差点が「個別審査」となります。必ず軌跡図を添付してください。

障害種別	条件	道路管理者	路線名称	地先名	往復区分	名称 (交差点又は構造物)	出発地側交差点	交差点地先名	～	目的地側交差点	交差点地先名
狭小幅員	C	播磨町	市町村道 播磨町4号線 浜幹線	東本荘2丁目	往	-	播磨町役場前#5234060411	古宮	～	#5234060171	北本荘
							車道幅員-3.00m 21時～6時に通行のこと				
曲線	C	近畿地方整備局 兵庫 国道事務所	一般国道 175号線	大門	往復	-	畑瀬橋#5234470017	大門	～	#523447F004	黒田庄町大伏
							申請車両の占有幅-3.51m 車道幅員-3.10m				

この「条件」欄に「C」、「D」と出力される場合は、その条件で通行できます。
この欄が「個別審査」と出力されている場合は、「不許可」となることもありますので、経路の変更も検討して下さい。

通行規制で「条件」欄に「個別審査」が出力される場合は、
ここに出力されている内容を確認下さい。

通行規制	個別審査	兵庫県 西宮土木事務所	主要地方道 兵庫県13号線 尼崎池田線	-	往復	-	西長洲#5235035272	西長洲町3丁目	～	#5235035324	西長洲町3丁目
							その他の規制 [名月陸橋は個別審査がある場合車両総重量がD条件の限度重量値×1.25以下であればD条件で協議不要で通行可。限度重量値×1.25を超える場合は通行不可。] のため、終日通行禁止				
橋梁	個別審査	兵庫県 西宮土木事務所	主要地方道 兵庫県13号線 尼崎池田線	西長洲	往復	名月陸橋	西長洲#5235035272	西長洲町3丁目	～	#5235035324	西長洲町3丁目
							D条件の限度重量-56.11t				

記載の期間は、迂回してください。

車両総重量がD条件の限度重量を超える場合は「不許可」となることがあります。
この例での橋梁は上段の通行規制の〔 〕欄に記載のとおり、通行可か否か判断し、
通行不可の場合は経路の変更や減トンを検討してください。

通行規制	個別審査	兵庫県 加古川土木事務所	一般都道府県 兵庫県 718号線 明石高砂線	-	往復	-	養田#5234060105	尾上町養田	～	相生橋西詰#5234060294	高砂町藍屋町
							令和5年11月1日～令和7年5月31日は、大型車通行止め [相生橋拡幅工事のため特殊車両は通行不可です] のため、終日通行禁止				
交差点	通行不可	阪神高速道路株式会社 管理本部	一般都道府県道 兵庫県 573号線 複線 (5) 芦屋鳴尾浜線	西宮浜1丁目	復	西宮浜出入口#5235021729	-	-	～	-	-
							当該交差点進入禁止 (一般都道府県道 兵庫県573号線 複線 (5) 芦屋鳴尾浜線から一般都道府県道 兵庫県573号線 複線 (5) 芦屋鳴尾浜線への折進)				
スパン	通行不可	兵庫県 西宮土木事務所	一般都道府県道 兵庫県 573号線 複線 (5) 芦屋鳴尾浜線	-	復	-	西宮浜1丁目#5235022276	-	～	西宮浜出入口#5235021729	西宮浜1丁目

「通行不可」と出力される場合は、「不許可」となることもあります。
通行不可には、指定方向外進行不可や一方通行による進入禁止(往復申請不可)等がありますので、地図等でご確認ください。

未収録道路	個別審査	姫路市	姫路市道8号	未収録道路は、「道路管理者」、「路線名称」を調査・記入の上、「付近図」を添付して下さい。 路線名称等の問い合わせ先は「特車PRサイト」のTOP画面の「走行前にご確認ください」の「路線名等について」に掲載。 未収録道路が「道路法適用外道路」の場合は「道路法適用外道路」と入力してください。							
未収録道路	個別審査	-	道路法適用外道路	△△市△△町△△-△△							